

第58期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時

開催
場所

和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山
6階 ルグランA

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたして
おりません。

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員
である取締役を除く。）
8名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員で
ある取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員で
ある取締役及び非業
務執行取締役を除く。）
に対する譲渡制限付
株式の割当てのための
報酬決定の件

目次

- 第58期定時株主総会招集ご通知…………… 1
- 株主総会参考書類…………… 4
- （添付書類）
- 事業報告…………… 19
- 連結計算書類…………… 49
- 計算書類…………… 52
- 監査報告書…………… 55

議決権行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時まで

新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願い
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、
本年は、書面（郵送）による事前の議決権行使を行
っていただき、株主総会へのご来場につきましては
は、極力お控えくださいますようお願い申しあげま
す。なお、今後の状況により、株主総会の運営等に
大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトでお
知らせいたします。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.cyber-l.co.jp>

証券コード 3683
2022年3月10日

株 主 各 位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社 **サイバーリンクス**
代表取締役社長 村 上 恒 夫

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時
(なお、受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。)
2. 場 所 和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

◎報告事項

1. 第58期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第58期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

◎決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. その他株主総会招集に関する事項

招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cyber-l.co.jp>）に掲載しております。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力をお願い

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場では、感染拡大防止の観点から、間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク及び一部スタッフは手袋を着用して対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、感染リスク低減を目的に、議場での報告事項及び決議事項議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮した議事進行を予定しております。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意いたしておりません。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cyber-l.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

定時株主総会決議ご通知の郵送廃止及び報告書（株主通信）廃止のお知らせ

地球環境への配慮の観点から、本総会より「定時株主総会決議ご通知」（以下、「決議ご通知」）の書面での郵送を廃止させていただくことといたしました。なお、決議ご通知は、当社ウェブサイト (<https://www.cyber-l.co.jp>) に引き続き掲載することにより、ご案内させていただきます。

また、「報告書（株主通信）」は、「定時株主総会招集ご通知」と内容が一部重複しており、また主要な情報は当社ウェブサイトで開示していることから、廃止することといたしました。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第58期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 12円00銭 総額 124,110,624円

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u>ことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 変更前定款第18条の規定の削除及び変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	うえ おか かね ちよ 上岡 兼千代 (1928年2月18日生)	1969年12月 (株)南大阪電子計算センター設立 取締役 1977年9月 同社 代表取締役社長 2002年9月 同社 取締役会長 2005年12月 同社 代表取締役社長 2016年12月 同社 代表取締役会長（現任） 2019年3月 当社 取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 代表取締役会長	280,038株
2	むら かみ つね お 村上 恒夫 (1947年11月13日生)	1979年10月 当社 専務取締役 1990年4月 当社 代表取締役専務 1993年11月 当社 代表取締役社長（現任） 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締役 （現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役	380,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">ひがし なお き 東 直 樹 (1956年4月11日生)</p>	<p>1993年11月 (株)近畿中部レジホンセンター(現(株)サイバーリンクス)入社 1997年6月 同社 取締役システム開発部長 2000年1月 当社 取締役リテイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任) 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役</p>	18,800株
4	<p style="text-align: center;">ゆ かわ たか し 湯 川 隆 志 (1958年1月17日生)</p>	<p>1998年1月 (株)整理回収銀行(現(株)整理回収機構)入行 1998年7月 同行 退行 1998年8月 当社 入社 2000年1月 当社 移動通信部長 2001年6月 当社 モバイルネットワーク部長 2002年3月 当社 取締役モバイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当事項なし</p>	16,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	ひで めう じ 秀 祐 而 (1962年1月9日生)	1997年3月 (株)近畿中部レジホンセンター(現 (株)サイバーリンクス)入社 2000年1月 当社 リテイルネットワーク部大 阪支社長 2003年4月 当社 リテイルネットワーク事業 部営業部長 2012年4月 当社 執行役員SCM推進室長 2013年1月 当社 執行役員流通クラウドビジ ネス事業部長 2017年1月 当社 執行役員流通クラウド事業 本部長 2018年3月 当社 取締役流通クラウド事業本 部長 (現任) [重要な兼職の状況] 該当事項なし	31,400株
6	う じ たもつ 宇 治 保 (1951年2月10日生)	1969年4月 住友金属工業(株) 入社 1972年3月 同社 退社 1972年10月 (株)南大阪電子計算センター 入社 2005年12月 同社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2014年4月 同社 代表取締役副社長 2016年12月 同社 代表取締役社長 (現任) 2019年3月 当社 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 代表取締役社長	80,058株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;">かつら やす お 桂 靖雄 (1947年9月19日生)</p>	<p>1970年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2001年6月 松下通信工業(株) (現 パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株)) 取締役社長 2003年6月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 役員 2004年6月 同社 常務役員 東京支社長 2007年6月 同社 常務取締役 2009年4月 同社 専務取締役、東京代表、渉外本部長 2010年4月 同社 取締役副社長 2013年6月 同社 顧問 2015年3月 当社 取締役 (現任) 2019年1月 (株)エイチ・アイ・エス 社外取締役</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当事項なし</p>	6,000株
8	<p style="text-align: center;">たけ だ よし のぶ 武田 好修 (1952年5月9日生)</p>	<p>1976年4月 デジタルコンピュータ(株)入社 1986年1月 (株)データ・アプリケーション出向、取締役 1988年12月 同社 転籍 2005年6月 同社 代表取締役専務 2009年4月 同社 取締役執行役員CTO 2010年4月 同社 取締役常務執行役員CTO 2015年4月 同社 代表取締役社長執行役員 2020年4月 同社 取締役</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当事項なし</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上岡兼千代氏は、1969年に株式会社南大阪電子計算センター (以下「MCC」という。) を設立以降、同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
3. 村上恒夫氏は、当社の代表取締役就任後、長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社事業の成長を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験を活かして当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

4. 東直樹氏は、入社以来、流通クラウド事業及び官公庁クラウド事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
5. 湯川隆志氏は、入社以来、モバイルネットワーク事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
6. 秀祐而氏は、入社以来、流通クラウド事業を担当し、同事業分野における豊富な知識・経験を有しており、取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
7. 宇治保氏は、1972年にMCCに入社し、2005年より同社の取締役、2014年より同社の代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
8. 桂靖雄氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたりパナソニック株式会社の役員を務められており、同氏の有する豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営全般に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。
9. 桂靖雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
10. 当社は、桂靖雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
11. 当社は、桂靖雄氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
12. 武田好修氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたり株式会社データ・アプリケーションの取締役を務められており、同氏の有する豊富な経営経験とテクノロジーに対する深い見識を当社の経営全般に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。
13. 武田好修氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
14. 武田好修氏の選任が承認された場合、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
15. 桂靖雄氏及び武田好修氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準（14頁ご参照）を満たしております。
16. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されません。
17. 各候補者の所有する当社株式の数は、2021年12月31日現在のものであります。
18. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役の氏名等」（36頁ご参照）に記載のとおりであります。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

サイバーリンクスグループの中期経営計画の実現に向け、取締役会が特に備えるべき分野を定義しております。

本議案が承認可決された場合における、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	企業経営 経営戦略	事業・ 業界経験	テクノロ ジー	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス	ガバナンス
上岡 兼千代	取締役会長		○				○
村上 恒夫	代表取締役社長	○	○	○			○
東 直 樹	常務取締役	○	○				○
湯川 隆志	常務取締役	○	○				○
秀 祐 而	取締役	○	○				○
宇 治 保	取締役		○				○
桂 靖 雄	取締役 (社外)	○	○				○
武田 好修	取締役 (社外)	○	○	○			○
佐藤 正光	取締役 (監査等委員)		○		○		○
潰瀧 順一	取締役(社外・ 監査等委員)		○				
豊田 泰史	取締役(社外・ 監査等委員)					○	

(注) 上記一覧表は、各取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消しすることができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
たなか よしひろ 田中祥博 (1959年5月21日生)	1988年4月 弁護士登録 1996年4月 田中祥博法律事務所 開業（現任） 2012年3月 和歌山県労働委員会 公益委員（会長代理）（現任） 2015年6月 (株)鶴見製作所 社外監査役 2016年6月 (株)鶴見製作所 社外取締役（監査等委員）（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中祥博氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 田中祥博氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、会社法をはじめとする企業法務に精通していることから、かかる知見に期待し、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 田中祥博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準（14頁ご参照）を満たしております。
5. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう、当社の定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。田中祥博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。田中祥博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には同氏は当該契約の被保険者となります。
- 当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。

【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- A. 当社グループの取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の2%を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
- B. 当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の2%を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
- C. 当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- D. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の1事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- E. 当社議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者
- F. 過去2年間においてAからEまでのいずれかに該当していた者
- G. 次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - （a）AからFまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
 - （b）当社の子会社の業務執行者
 - （c）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （d）過去2年間において（b）、（c）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において、年額250,000千円以内（内、社外取締役分は30,000千円以内で使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額40,000千円以内の範囲で割り当てることについてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、上記の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に代えて、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は事業報告37頁から38頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.48%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.8%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、本議案が承認可決されることを条件に上記株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止することとし、既に割当て済みのものを除き、今後、当該報酬等の額の定めに基づく当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する株式報

酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな割当ては行わないことといたします。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）であり、対象取締役は4名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任（監査等委員である取締役に就任した場合も含む。以下同じ。）する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式

の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が徐々に緩和されるなかで、このところ持ち直しの動きがみられます。先行きにつきましては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループがサービスを提供する市場におきましては、人口減少等の社会構造の変化や、感染症拡大への対応の要請から、DX（注）やデジタル化が急速に進んでおります。

流通食品小売業は、感染症の脅威が続くなか、国民生活を支える重要な役割を果たしていますが、中長期的には人口減少に伴う市場縮小の脅威にさらされており、また、共働きや単身世帯の増加といったライフスタイルの多様化を背景とするコンビニエンスストア、ドラッグストア、インターネット販売事業者など他業態との競争激化や、人手不足及びそれに伴う人件費高止まりといった問題に直面しております。こうした状況を打開するためには、DXの推進により、店舗運営の効率化や、卸売業・製造業との連携によるサプライチェーンの最適化など、生産性向上に向けた取組を進めることが不可欠です。

また、官公庁においては、2021年9月にデジタル庁が発足し、感染症対応のなかで明らかになったわが国におけるデジタル化の遅れを取り戻すことが期待されております。各種申請の電子化等による行政手続の迅速化はもとより、社会全体のデジタルインフラとしての「マイナンバーカード」の普及と利活用の推進を図り、安全・安心で利便性の高いデジタル社会を作っていくことが求められます。

さらに、感染症拡大に伴うテレワークの増加等を契機に、業種を問わず商習

慣の変革が進んでおります。とりわけ、紙・対面に基づく様々なやりとりをサイバー空間において実現するためのデータ流通基盤となる「トラストサービス」へのニーズは飛躍的に高まっており、今後、簡易かつ信頼性の高いサービスが急速に普及していくと考えられます。

携帯電話販売市場においては、端末価格と通話・通信サービスの利用料を分離する「分離プラン」への移行、通信キャリアの新規参入、株式会社NTTドコモの「ahamo」をはじめとする通信キャリア各社による大容量格安プランの投入があります。また、ドコモショップでは、販売代理店による端末販売価格設定が自由化されたことに加え、2021年10月よりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する低価格プラン「OCNモバイルONE」の取り扱いが開始されるなど、市場環境が大きく動いており、今後の販売代理店の役割の変化に注目していく必要があります。一方で、5Gサービスの開始による新たな需要や、2026年3月に予定される3Gサービス終了に向けた端末買い換え需要など、事業機会が見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは、2021年2月12日に「中期経営計画(2021年度～2025年度)トランスフォーメーション2025」を公表し、「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトに、「シェアクラウド(共同利用型クラウド)」による安心、安全、低価格で高品質かつ高機能なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。なお、当社は、2022年4月に予定されている東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、プライム市場を選択しておりますが、移行基準日時点(2021年6月30日)において、上場維持基準のうち「流通株式時価総額」の基準に適合しておりません。このため、2021年9月30日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出し、上記中期経営計画の最終年度となる2025年までに上場維持基準を充たすための取組を進めることを表明しております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高13,241,045千円(前期比3.6%増)、営業利益945,026千円(前期比2.2%増)、経常利益958,650千円(前期比0.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益645,266千円(前期比0.1%増)となり、2期連続で過去最高益を達成しました。

また、当社グループが経営上の重要指標と位置付ける定常収入(注)は、サービス提供の拡大により257,019千円増加し、6,681,331千円(前期比4.0%増)となり、順調に推移しました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。そのため、前期比は、前連結会計年度の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値との比較となっております。

<流通クラウド事業>

流通クラウド事業におきましては、小売業向けEDIサービス「BXNOAH」や棚割システム「棚POWER」シリーズ、卸売業向けのEDIサービス「クラウドEDI-Platform」等のクラウドサービスの提供拡大により定常収入が増加しました。また、サービス導入時の作業費等定常収入以外の収入も増加しました。ソフトウェア償却費は、中大規模顧客向け「@rms基幹」の一部機能にかかる償却が終了したこと等により減少しました。一方で、流通業界における商談のDXを実現する企業間プラットフォーム「C2Platform」の新機能開発や、既存サービスである「@rms生鮮」のリニューアル開発等に注力した結果、研究開発費が増加しました。以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,021,658千円（前期比6.9%増）、セグメント利益（経常利益）は565,543千円（前期比80.1%増）となりました。

<官公庁クラウド事業>

官公庁クラウド事業におきましては、医療情報分野における大型のシステム更新案件等の寄与があったものの、防災行政無線デジタル化工事やGIGAスクール関連案件など特需への対応が2021年3月までに概ね終了した影響が大きく、減収となりました。一方、開発を進めてきた総合防災サービスのリリースへ向けた取組や、校務システム「Clarinet」の新規受注等、今後の成長につなげるための取組を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,159,691千円（前期比1.3%減）、セグメント利益（経常利益）は596,507千円（前期比5.9%減）となりました。

<トラスト事業>

トラスト事業におきましては、既存サービスであるタイムスタンプ対応ワークフロー（BPM（注））「TsunAG」の導入を行いました。一方で、マイナンバーカードをベースとした新たなトラストサービスを開発するため、人員増強を図ったことに加え、2021年12月には、ブロックチェーン技術（注）を利用した証明書発行サービス「Cloud Certs」を取得するなど、積極的な研究開発投資を行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は95,203千円（前期比556.6%増）、セグメント損失（経常損失）は349,731千円（前年同期はセグメント損失78,567千円）となりました。

<モバイルネットワーク事業>

モバイルネットワーク事業におきましては、足元では世界的な半導体不足の影響による端末の在庫不足等により端末販売台数は低調となっていますが、累計期間では、緊急事態宣言を受け2020年4月から同年5月にかけて営業時間の短縮等を行った前連結会計年度と比べ、増加しました。一方、端末販売単価につきましては、iPhone12および13シリーズ等の高価格帯商材の売れ行きが堅調に推移し、上昇しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,964,492千円（前期比7.3%増）、セグメント利益（経常利益）は381,977千円（前期比9.4%増）となりました。

（注） 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

D X（デジタルトランスフォーメーション）：

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

定常収入：

情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標のこと。

BPM:

ビジネスプロセスマネジメント。ビジネスプロセスを、分析、設計、実行、監視するサイクルにより継続的に改善していくこと。業務を構成する複数のアプリケーションやワークフローを連携させることで、問題点を可視化し、業務全体の最適化につなげる。

ブロックチェーン技術:

情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、暗号資産に用いられる基盤技術のこと。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント別	第57期 〔自 2020年1月1日〕 〔至 2020年12月31日〕		第58期(当連結会計年度) 〔自 2021年1月1日〕 〔至 2021年12月31日〕		前 対 期 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
流通クラウド事業	3,762,900	29.5	4,021,658	30.4	106.9
官公庁クラウド事業	6,237,760	48.8	6,159,691	46.5	98.7
トラスト事業	14,498	0.1	95,203	0.7	656.6
モバイルネットワーク事業	2,762,545	21.6	2,964,492	22.4	107.3
合 計	12,777,704	100.0	13,241,045	100.0	103.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は727百万円となり、その主なものは流通食品小売向け基幹業務クラウドサービスに関するソフトウェアの取得及び機能追加の開発のほか、データセンター関連設備の増設、田辺支店及びドコモショップ田辺店の移転に伴う建設費用であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び銀行借入金をもって充ちました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式が大きく変化し、あらゆる産業において、新たなデジタル技術を使ったこれまでにないビジネスモデルの展開が急速に加速しており、各企業は競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（DX）をスピーディーに進めていくことが求められています。

また、情報サービス業界は、クラウドサービスの普及を着実に進め成長を続ける一方、AIの本格的な利用にも着手しております。現在の主流であるディープラーニングを中核技術とするAIは、大量のデータを学習することで判断精度を上げていく性質があることから、大量のデータを扱うクラウドサービスと親和性が高く、AIを組み込んだクラウドサービスは、ユーザーにおける生産性向上に従来以上に大きく貢献する可能性を秘めております。今後、AIの利用が活発化していく中で、クラウドサービスはさらに便利なものとなり、その普及も加速度的に進んでいくものと考えられます。

このような経営環境のもと、当社グループはさらなる成長を実現するため、「中期経営計画（2021年度～2025年度）トランスフォーメーション2025」に基づき、「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」というブランドコンセプトのもと、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、

安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図りつつ、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

I Tが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社グループのクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、テレワーク活用による運用・開発体制の分散化、クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理の強化、オフィス立地の見直し等により安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社グループは、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

また、当社グループのサービスの提供を通じて、顧客における生産性向上の実現に取り組んでまいります。

③ I T技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・A Iや、認証連携基盤等の先進的なI T技術への対応が重要であると認識しております。当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのI T技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループの事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、認知度向上施策の実施等による採用力の強化や多様な働き方への対応、また、待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤ 生産性向上と働き甲斐のある職場づくり

従業員一人ひとりが能力と熱意を最大限に発揮することが、事業の健全な成長に不可欠であると考えております。「一人ひとりが主役～働き甲斐のある職場を作る～」をビジョンに掲げ、DXの推進による生産性向上、これまでの仕事のあり方及び働き方の見直し、柔軟な勤務体系の導入による業務効率化などを進め、社員の健康を増進させ意欲が向上する職場づくりに取り組んでまいります。

⑥ グループ連携の強化

当社グループ企業とのシナジーを発揮するため、営業面、技術面での連携や人事交流を推進し、事業拡大に努めてまいります。また、当社グループ企業に対するマネジメントにつきましては、取締役及び監査役の派遣を行うなど、経営全般を支援してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

⑧ サステナビリティへの取組

当社は、「気高く、強く、一筋に ～皆で創り出す仕事を通じて社会の発展に貢献を～」を経営理念として掲げ、事業に取り組んでおります。この経営理念に基づき、当社の提供する情報技術やサービスを通じて、すべてのステークホルダーの皆様とともに、持続可能な社会の実現に貢献し続ける企業を目指しております。当社は、優先的に取り組むべき課題として、環境、社会、ガバナンスの観点から以下のとおり、7つの「重要課題（マテリアリティ）」を設定し、取組を推進してまいります。

環境	地球環境への貢献
	安全でロスのない食の流通
社会	デジタル化の推進による効率的で豊かな社会
	文化と教育を通じて子供たちの成長を
	健康で生き活きと働きがいのある職場づくり
	安心・安全な地域の暮らし
ガバナンス	ガバナンス機能の強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第55期	第56期	第57期	第58期(当連結会計年度)
		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売 上 高 (千円)		—	10,449,702	12,777,704	13,241,045
経 常 利 益 (千円)		—	460,993	951,544	958,650
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		—	280,359	644,720	645,266
1株当たり当期純利益 (円)		—	28.44	62.43	62.55
総 資 産 (千円)		—	9,638,508	10,053,700	9,682,879
純 資 産 (千円)		—	4,474,908	5,047,673	5,418,710
1株当たり純資産 (円)		—	428.11	482.28	516.32

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 第56期が連結初年度となりますので、第55期につきましては記載しておりません。
4. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第55期	第56期	第57期	第58期(当事業年度)
		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売 上 高 (千円)		9,685,326	10,449,702	10,321,048	10,381,651
経 常 利 益 (千円)		513,801	463,213	1,858,663	890,824
当 期 純 利 益 (千円)		320,356	282,579	1,569,382	598,548
1株当たり当期純利益 (円)		33.07	28.66	151.91	58.02
総 資 産 (千円)		6,195,639	8,986,742	10,293,228	10,140,834
純 資 産 (千円)		3,891,280	4,482,128	5,974,555	6,298,873
1株当たり純資産 (円)		396.75	428.39	572.07	601.42

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。

3. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。
4. 当社は、第57期において連結子会社である株式会社南大阪電子計算センターからの受取配当金1,000,000千円を営業外収益として計上しております。これにより当期純利益及び1株当たり当期純利益が大幅に増加いたしました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社南大阪電子計算センター	80百万円	100%	自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社南大阪電子計算センター	大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号	2,754百万円	10,140百万円

(8) 主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社1社で構成されており、当社グループの報告セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

セグメント	事業内容
流通クラウド事業	流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@rms基幹」を主力とした食品小売業向けサービス、大手食品卸売業を主要顧客としたEDI等の卸売業向けサービス、商品画像データベース等をクラウドで提供しております。
官公庁クラウド事業	地方自治体向けに行政情報システム等の導入、保守・運用サービス、防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工・保守を提供しております。また、小中学校向け校務支援クラウドサービスや医療機関間の医療情報連携クラウドサービスを提供しております。
トラスト事業	タイムスタンプ「時刻認証業務認定事業者(TSA)」認定、「公的個人認証サービス プラットフォーム事業者」認定、「電子委任状取扱業務」認定を基礎に、急速に普及する「マイナンバーカード」を活用し、誰もが簡単に、低価格で利用可能なトラストサービスを展開しております。
モバイルネットワーク事業	株式会社NTTドコモの一次代理店であるコネクション株式会社と締結している「代理店契約」に基づき、二次代理店として和歌山県下にドコモショップ7店舗を運営しております。

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントを「ITクラウド事業」「モバイルネットワーク事業」の2セグメントから、「流通クラウド事業」「官公庁クラウド事業」「トラスト事業」「モバイルネットワーク事業」の4セグメントに変更しております。

(9) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 日 本 支 社	東京都港区
西 日 本 支 店	大阪市淀川区
海 南 支 店	和歌山県海南市
田 辺 支 店	和歌山県田辺市
シ ン ガ ポ ー ル 支 店	シンガポール
新 宮 営 業 所	和歌山県新宮市
奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
名 古 屋 営 業 所	名古屋市市中村区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
仙 台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
浜 松 町 オ フ ィ ス	東京都港区
静 岡 オ フ ィ ス	静岡市葵区
御 坊 サ ー ビ ス セ ン タ ー	和歌山県御坊市
ドコモショップ 南海市駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ JR和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩 出 店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田 辺 店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋 本 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋 本 彩 の 台 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ かつらぎ店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

- (注) 1. 2021年3月1日付でシンガポール支店を移転いたしました。
 2. 2021年9月10日付でドコモショップ田辺店を移転いたしました。
 3. 2021年11月1日付で田辺支店を移転いたしました。また田辺営業所を廃止し、田辺支店に統合いたしました。
 4. 2021年12月31日付で御坊サービスセンターを廃止いたしました。

- ② 子会社
株式会社南大阪電子計算センター
本社（大阪府貝塚市）、和歌山支社（和歌山県和歌山市）、
奈良支社（奈良県葛城市）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
680名	8名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）67名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
506名	4名増	37.7歳	9.9年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）37名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	1,216,047
株式会社みずほ銀行	556,467
和歌山県信用農業協同組合連合会	160,000
株式会社三菱UFJ銀行	147,392

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,342,552株（自己株式215,420株を除く）
 (3) 株主数 5,100名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ イ バ ー コ ア	2,400,000株	23.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	767,200株	7.42%
サイバーリンクス従業員持株会	386,340株	3.74%
村 上 恒 夫	380,600株	3.68%
一般財団法人サイバーリンクス福祉財団	300,000株	2.90%
上 岡 兼 千 代	280,038株	2.71%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	189,912株	1.84%
和 歌 山 県	168,234株	1.63%
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	145,944株	1.41%
日 本 電 気 株 式 会 社	142,206株	1.37%

(注) 持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 株式分割

2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

② 自己株式の取得

2021年5月21日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施いたしました。取得した株式の総数は196,300株、株式の取得価額の総額は299,888千円であります。

③ 新株予約権

新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は215,200株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数	行使価額	行使期間
第1回株式報酬型新株予約権 (2015年3月27日)	68個	普通株式 13,600株	3名	1株当たり1円	2015年5月1日から 2045年4月30日まで
第2回株式報酬型新株予約権 (2016年3月29日)	103個	普通株式 20,600株	3名	1株当たり1円	2016年4月29日から 2046年4月28日まで
第3回株式報酬型新株予約権 (2017年3月28日)	92個	普通株式 18,400株	3名	1株当たり1円	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
第4回株式報酬型新株予約権 (2018年3月27日)	92個	普通株式 18,400株	4名	1株当たり1円	2018年4月17日から 2048年4月16日まで
第5回株式報酬型新株予約権 (2019年3月27日)	116個	普通株式 23,200株	4名	1株当たり1円	2019年4月16日から 2049年4月15日まで
第6回株式報酬型新株予約権 (2020年3月27日)	180個	普通株式 36,000株	4名	1株当たり1円	2020年4月21日から 2050年4月20日まで
第7回株式報酬型新株予約権 (2021年3月30日)	69個	普通株式 6,900株	4名	1株当たり1円	2021年4月20日から 2051年4月19日まで

(注) 1. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 社外取締役（監査等委員を除く）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

③ 取締役（監査等委員）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	上 岡 兼 千 代	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役会長
代表取締役社長	村 上 恒 夫	株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	東 直 樹	公共クラウド事業部担当 株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	湯 川 隆 志	モバイルネットワーク事業部担当
取 締 役	秀 祐 而	流通クラウド事業本部長
取 締 役	宇 治 保	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役社長
取 締 役	桂 靖 雄	
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐 藤 正 光	株式会社南大阪電子計算センター 監査役
取 締 役 (監査等委員)	潰 瀧 順 一	
取 締 役 (監査等委員)	豊 田 泰 史	あすか総合法律事務所 所長

- (注) 1. 桂靖雄氏、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏は、社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 佐藤正光氏は、長年にわたり管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 豊田泰史氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、桂靖雄氏、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外取締役（監査等委員）水城実氏は、一身上の都合により2021年7月21日をもって辞任いたしました。
- また、社外取締役（監査等委員）水城実氏の辞任を受け、監査等委員である取締役の員数を欠くこととなったため、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において補欠取締役（監査等委員）に選任された豊田泰史氏が、同日付で社外取締役（監査等委員）に就任しております。
7. 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
水 城 実	2021年7月21日	取締役（監査等委員） 水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び監督者としての権限を有する従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者が株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟等により負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に関する方針と手続は以下のとおりであります。

【役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定方法】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、社外取締役を含む取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の額の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【役員報酬等の基本的な考え方】

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとしております。

【役員報酬等の内容】

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬

固定報酬（基本報酬）及び賞与、非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内とする。

（基本報酬及び賞与）

基本報酬は、月次で支給するものとし、他社水準を参考として、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、役位を勘案して評価配分を決定し、原則一定の時期に支給する。

なお、各取締役の基本報酬及び賞与の額は、社外取締役が出席する取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分とする。

（株式報酬型ストック・オプション）

株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、原則として各取締役の在任中に毎年1回付与する。各取締役の割当数は、「株式報酬型ストック・オプション規程」に基づき取締役会にて決定する。株式報酬型ストック・オプションの割当個数計算の基準額は、新株予約権割当決議時の各取締役の報酬額に当該規程に定める比率を乗じて算定する。このため、基本報酬及び賞与と株式報酬型ストック・オプションの割合は変動するものとする。

・ 監査等委員である取締役報酬

基本報酬のみで構成する。基本報酬は月次で支給するものとし、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。各取締役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額250,000千円以内（内、社外取締役分は30,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。また同総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額40,000千円以内の範囲で割り当てることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（内、社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（内、社外取締役2名）です。

なお、監査役の金銭報酬の額は、1999年12月6日開催の株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の額は、社外取締役が出席する取締役会からの一任により、当社代表取締役社長である村上恒夫が決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、株式報酬型ストック・オプションの各取締役の割当数は、「株式報酬型ストック・オプション規程」に基づき取締役会にて決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	104,146 (3,000)	92,430 (3,000)	— (—)	11,716 (—)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,460 (3,600)	17,460 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (3)
監査役 （うち社外監査役）	5,820 (1,200)	5,820 (1,200)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 当社は2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は7名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役2名）であります。
取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）1名を含めており、また無報酬の取締役2名を含めておりません。
3. 非金銭報酬等は、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社 外 取 締 役 (監査等委員)	水 城 実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサル ルティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外 監査役	いずれの兼職先とも重要な取 引その他の関係はありません。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	豊 田 泰 史	あすか綜合法律事務所 所 長	重要な取引その他の関係はあ りません。

(注) 社外取締役（監査等委員）水城実氏は、一身上の都合により2021年7月21日をもって辞任いたしました。

また、社外取締役（監査等委員）水城実氏の辞任を受け、監査等委員である取締役の員数を欠くこととなったため、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において補欠取締役（監査等委員）に選任された豊田泰史氏が、同日付で社外取締役（監査等委員）に就任しております。

② 各社外役員の上業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	桂 靖 雄	上業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席いたしました。 豊富な経営経験と幅広い見識を活かし、期待された役割に基づき独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水 城 実	退任までに開催された取締役会11回のすべて、また監査役会4回、監査等委員会5回のすべてに出席いたしました。 税理士、社会保険労務士としての専門知識と豊富な経験から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。
	潰 瀧 順 一	上業年度に開催された取締役会22回のすべて、また監査役会4回、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 行政分野における経験と幅広い見識から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。
	豊 田 泰 史	就任後に開催された取締役会11回のうち7回、また監査等委員会5回のうち4回に出席いたしました。 弁護士としての専門的知識と豊富な経験から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。

(注) 社外取締役(監査等委員)水城実氏は、一身上の都合により2021年7月21日をもって辞任いたしました。
また、社外取締役(監査等委員)水城実氏の辞任を受け、監査等委員である取締役の員数を欠くこととなったため、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において補欠取締役(監査等委員)に選任された豊田泰史氏が、同日付で社外取締役(監査等委員)に就任しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	49,500千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51,500千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等について確認を行い、監査等委員会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準への対応に係る助言業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、「会計監査人の評価および選定基準」に基づき、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任又は不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、監査等委員会規程に則り、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会で協議のうえ、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(取締役会における決議の内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
 - ② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
 - ③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
 - ④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
 - ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
 - ⑥ 監査等委員会は、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
 - ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
 - ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
 - ・内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。
- ② 内部監査室の従業員は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (7) 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査等委員会に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
- ② 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。

- ③ 子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役及び取締役会に報告を行う。
- ⑤ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
- ② 監査等委員会は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員等とその説明を求めることができる。また、監査等委員会が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
- ③ 監査等委員会は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

(当事業年度における運用状況の概要)

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

また、当社グループの全役職員を対象に、コンプライアンスの啓蒙活動の一環として、コンプライアンス確認テスト及びコンプライアンス意識調査をそれぞれ1回実施しております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月1回開催しており、臨時取締役会を含め22回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査等委員会の開催状況

監査役会又は監査等委員会は月1回開催しており、監査役会4回、監査等委員会10回をそれぞれ開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」は3ヶ月に1回開催し、当社グループの企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査役又は監査等委員である取締役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,896,041	流 動 負 債	2,240,308
現金及び預金	2,552,640	買掛金	655,612
受取手形及び売掛金	2,306,174	1年内返済予定長期借入金	304,200
リース債権及びリース投資資産	318,953	リース債務	2,362
商品及び製品	85,783	未払法人税等	347,313
仕掛品	384,960	資産除去債務	6,225
原材料及び貯蔵品	9,701	賞与引当金	39,874
その他	239,115	受注損失引当金	3,233
貸倒引当金	△1,287	その他	881,485
固 定 資 産	3,786,837	固 定 負 債	2,023,860
有 形 固 定 資 産	2,743,446	長期借入金	1,775,706
建物及び構築物	888,623	リース債務	5,800
土地	1,399,470	資産除去債務	32,955
建設仮勘定	55,644	その他	209,398
その他	399,708	負債の部合計	4,264,169
無 形 固 定 資 産	495,436	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	374,971	科 目	金 額
ソフトウェア仮勘定	120,455	株 主 資 本	5,340,078
その他	9	資本金	851,807
投資その他の資産	547,954	資本剰余金	1,303,541
投資有価証券	19,000	利益剰余金	3,496,235
繰延税金資産	284,631	自己株式	△311,505
その他	246,399	新株予約権	78,631
貸倒引当金	△2,076	純資産の部合計	5,418,710
資産の部合計	9,682,879	負債及び純資産の部合計	9,682,879

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,241,045
売上原価		9,469,840
売上総利益		3,771,204
販売費及び一般管理費		2,826,177
営業利益		945,026
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	250	
不動産賃貸料	10,882	
受取保険金	3,500	
店舗改装等支援金収入	6,435	
その他の	8,905	29,974
営業外費用		
支払利息	12,739	
不動産賃貸原価	2,865	
その他の	746	16,351
経常利益		958,650
特別利益		
その他の	965	965
特別損失		
固定資産除却損	3,178	3,178
税金等調整前当期純利益		956,437
法人税、住民税及び事業税	367,552	
法人税等調整額	△56,381	311,170
当期純利益		645,266
親会社株主に帰属する当期純利益		645,266

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	792,324	1,244,058	2,954,205	△11,616	4,978,971
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の 行使）	59,482	59,482			118,965
剰余金の配当			△103,236		△103,236
親会社株主に帰属する当 期純利益			645,266		645,266
自己株式の取得				△299,888	△299,888
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	59,482	59,482	542,030	△299,888	361,107
当期末残高	851,807	1,303,541	3,496,235	△311,505	5,340,078

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	68,702	5,047,673
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の 行使）		118,965
剰余金の配当		△103,236
親会社株主に帰属する当 期純利益		645,266
自己株式の取得		△299,888
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,929	9,929
当期変動額合計	9,929	371,036
当期末残高	78,631	5,418,710

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,087,070	流 動 負 債	1,896,962
現金及び預金	2,006,885	買掛金	534,336
商掛金	1,602,405	1年内返済予定長期借入金	304,200
仕掛品	75,168	リース債務	2,362
原材料及び貯蔵品	240,057	資産除去債務	6,225
前払費用	9,555	未払金	166,238
その他の金	126,365	未払費用	139,554
貸倒引当金	27,919	未払法人税等	347,018
	△1,288	前受り	53,882
		前受り	89,343
固 定 資 産	6,053,763	前受り	130,303
有 形 固 定 資 産	2,358,854	賞与引当金	39,874
建物	659,464	注損失引当金	2,707
構築物	48,268	その他の	80,913
機械装置	0	固 定 負 債	1,944,998
車両運搬具	0	長期借入金	1,775,706
工具、器具及び備品	286,180	リース債務	5,800
土地	1,305,378	資産除去債務	30,339
リース資産	9,312	長期前受り	126,306
建設仮勘定	50,250	その他の	6,846
無 形 固 定 資 産	456,234	負 債 の 部 合 計	3,841,960
商標	9		
ソフトウェア	351,781	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	104,443	科 目	金 額
投資その他の資産	3,238,674	株 主 資 本	6,220,242
投資有価証券	19,000	資 本 本 金	851,807
関係会社株	2,754,299	資 本 剰 余 金	1,303,541
出資	30	資 本 準 備 金	1,300,973
破産更生債権等	1,876	その他資本剰余金	2,567
長期前払費用	91,132	利 益 剰 余 金	4,376,399
繰延税金資産	267,295	利 益 準 備 金	7,500
その他の金	107,116	その他利益剰余金	4,368,899
貸倒引当金	△2,076	別途積立金	190,000
		繰越利益剰余金	4,178,899
		自 己 株 式	△311,505
		新 株 予 約 権	78,631
資 産 の 部 合 計	10,140,834	純 資 産 の 部 合 計	6,298,873
		負債及び純資産の部合計	10,140,834

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,381,651
売 上 原 価		7,148,197
売 上 総 利 益		3,233,453
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,358,095
営 業 利 益		875,357
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	250	
不 動 産 賃 貸 料	10,891	
経 営 指 導 料	7,200	
店 舗 改 装 等 支 援 金 収 入	6,435	
そ の 他	6,921	31,700
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,739	
不 動 産 賃 貸 原 価	2,865	
そ の 他	628	16,233
経 常 利 益		890,824
特 別 利 益		
そ の 他	965	965
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,294	1,294
税 引 前 当 期 純 利 益		890,495
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	366,962	
法 人 税 等 調 整 額	△75,015	291,947
当 期 純 利 益		598,548

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔2021年1月1日から
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	792,324	1,241,490	2,567	1,244,058	7,500	190,000	3,683,587
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約 権の行使）	59,482	59,482		59,482			
剰余金の配当							△103,236
当期純利益							598,548
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	59,482	59,482	-	59,482	-	-	495,311
当期末残高	851,807	1,300,973	2,567	1,303,541	7,500	190,000	4,178,899

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,881,087	△11,616	5,905,853	68,702	5,974,555
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約 権の行使）			118,965		118,965
剰余金の配当	△103,236		△103,236		△103,236
当期純利益	598,548		598,548		598,548
自己株式の取得		△299,888	△299,888		△299,888
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				9,929	9,929
事業年度中の変動額合計	495,311	△299,888	314,388	9,929	324,318
当期末残高	4,376,399	△311,505	6,220,242	78,631	6,298,873

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川 賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂 雄 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川 賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂 雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等により、内部統制部門と連携の上、監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に従い、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社サイバーリンクス 監査等委員会

取締役 常勤監査等委員 佐藤 正 光 ㊟

社外取締役 監査等委員 潰 瀧 順 一 ㊟

社外取締役 監査等委員 豊 田 泰 史 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市友田町五丁目18番地

ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA

TEL 073-425-3333 (代表)

